

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第4区分

【発行日】平成29年2月23日(2017.2.23)

【公開番号】特開2016-35084(P2016-35084A)

【公開日】平成28年3月17日(2016.3.17)

【年通号数】公開・登録公報2016-016

【出願番号】特願2014-157577(P2014-157577)

【国際特許分類】

C 22 B 1/24 (2006.01)

C 21 B 13/00 (2006.01)

C 21 B 11/00 (2006.01)

【F I】

C 22 B 1/24

C 21 B 13/00

C 21 B 11/00

【手続補正書】

【提出日】平成29年1月18日(2017.1.18)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

鉄-ニッケル合金を製造するために用いられ、ニッケル酸化鉱を含む原料を混合して得られた混合物を塊状化することで製造されるペレットの製造方法であって、

少なくとも、前記ニッケル酸化鉱と、炭素質還元剤と、酸化鉄とを混合して混合物を生成する混合処理工程と、

得られた混合物を塊状化してペレットを形成するペレット形成工程とを有し、

前記ニッケル酸化鉱は、リモナイト又はサプロライトであり、

前記酸化鉄は、鉄品位が50重量%以上の鉄鉱石又はニッケル酸化鉱の湿式製錬により得られるヘマタイトであり、

前記混合処理工程では、形成されるペレットの全重量に占めるニッケルと鉄との合計重量の割合が30重量%以上となるように混合物を生成する

ことを特徴とするペレットの製造方法。

【請求項2】

前記混合処理工程では、形成されるペレットの全重量に占めるニッケルと鉄との合計重量の割合が45重量%以下となるように混合物を生成する

ことを特徴とする請求項1に記載のペレットの製造方法。

【請求項3】

ニッケル酸化鉱から鉄-ニッケル合金を製造する鉄-ニッケル合金の製造方法であって、

前記ニッケル酸化鉱からペレットを製造するペレット製造工程と、

得られたペレットを所定の還元温度で加熱する還元工程とを有し、

前記ペレット製造工程は、

少なくとも、前記ニッケル酸化鉱と、炭素質還元剤と、酸化鉄とを混合して混合物を生成する混合処理工程と、

得られた混合物を塊状化してペレットを形成するペレット形成工程とを含み、

前記ニッケル酸化鉱は、リモナイト又はサプロライトであり、

前記酸化鉄は、鉄品位が50重量%以上の鉄鉱石又はニッケル酸化鉱の湿式製錬により得られるヘマタイトであり、

前記混合処理工程では、形成されるペレットの全重量に占めるニッケルと鉄との合計重量の割合が30重量%以上となるように混合物を生成する

ことを特徴とする鉄-ニッケル合金の製造方法。